

Ⅲ 健全化判断比率等

○ 県内各市町の令和6年度決算における健全化判断比率は、いずれも財政健全化計画の策定が必要となる早期健全化基準を下回っている。

- ・ **実質赤字比率**（早期健全化基準：11.25～15%以上、財政再生基準：20%以上）

全団体黒字であり、実質赤字は発生していない。

- ・ **連結実質赤字比率**（早期健全化基準：16.25～20%以上、財政再生基準：30%以上）

全団体黒字であり、実質赤字は発生していない。

- ・ **実質公債費比率**（早期健全化基準：25%以上、財政再生基準：35%以上）

県内平均：7.1%（R5：7.5%）

増減理由：普通交付税の増等による標準財政規模の増に加え、既発債の償還終了等により元利償還金が減少したため、0.4ポイント改善した。

- ・ **将来負担比率**（早期健全化基準：市町350%以上 都道府県及び政令市400%以上）

県内平均：71.3%（R5：73.8%）

増減理由：普通交付税の増等による標準財政規模の増や、公営企業への繰入見込額が減少したこと等により、2.5ポイント改善した。

- ・ **資金不足比率**（経営健全化基準：20%）

令和6年度の決算において、全団体すべての会計で資金不足額は発生していない。

（単位：%）

区 分	実質公債費比率			将来負担比率		
	令和6年度 A	令和5年度 B	増 減 A－B	令和6年度 A	令和5年度 B	増 減 A－B
広島市	8.8	9.6	▲ 0.8	161.3	165.4	▲ 4.1
呉市	4.9	5.4	▲ 0.5	32.0	34.9	▲ 2.9
竹原市	8.6	8.6	0.0	45.1	32.3	12.8
三原市	8.7	9.6	▲ 0.9	7.2	11.4	▲ 4.2
尾道市	8.3	7.8	0.5	10.3	5.5	4.8
福山市	1.2	1.1	0.1	－	－	0.0
府中市	6.4	8.0	▲ 1.6	39.1	47.4	▲ 8.3
三次市	7.2	7.3	▲ 0.1	35.5	31.8	3.7
庄原市	11.5	11.4	0.1	66.7	72.7	▲ 6.0
大竹市	12.7	13.0	▲ 0.3	62.8	91.4	▲ 28.6
東広島市	3.3	2.9	0.4	－	－	0.0
廿日市市	7.6	6.8	0.8	65.8	64.7	1.1
安芸高田市	10.0	10.9	▲ 0.9	55.1	62.9	▲ 7.8
江田島市	7.9	7.8	0.1	－	－	0.0
府中町	8.1	8.5	▲ 0.4	75.1	83.0	▲ 7.9
海田町	7.0	7.0	0.0	－	0.9	▲ 0.9
熊野町	6.8	6.5	0.3	－	－	0.0
坂町	5.8	5.5	0.3	－	－	0.0
安芸太田町	13.2	12.6	0.6	－	1.1	▲ 1.1
北広島町	12.1	12.2	▲ 0.1	44.3	37.0	7.3
大崎上島町	11.5	10.7	0.8	－	－	0.0
世羅町	9.5	9.3	0.2	2.2	1.5	0.7
神石高原町	6.5	6.2	0.3	－	－	0.0
県内平均	7.1	7.5	▲ 0.4	71.3	73.8	▲ 2.5
〃（政令市除き）	5.8	5.8	0.0	－	1.8	▲ 1.8
県	14.8	14.4	0.4	188.7	195.3	▲ 6.6

※県内平均は、加重平均である。